

岩手県告示第777号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（平成30年岩手県告示第43号）で公示した公共測量を終了した旨宮古市長から次のとおり通知があった。

平成30年10月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 宮古市楯ヶ崎・光岸地地区
- 2 実施した期間 平成29年12月20日から平成30年3月30日まで
- 3 実施した公共測量の種類 公共測量（基準点測量）